

平成 30 年 5 月 15 日
第 1 回 埼玉支部 評議会

資料 3

平成 30 年度 埼玉支部 事業計画

平成 30 年度埼玉支部事業計画の基本方針及び重点施策

基本方針

- 保険者機能のさらなる強化
- 基本に立脚した事務処理
- リスク管理意識の醸成

重点施策

- 地域との連携強化
- データに基づいた保健事業の推進
- 健康経営の推進
- レセプト、現金給付金等の審査強化と債権回収強化
- 医薬品に係る医療費適正化の推進
- 組織運営の強化

平成 30 年度 事業計画（埼玉支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) サービス水準の向上</p> <p>① 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から 10 営業日以内の支払い）を遵守する。 ※平成 30 年度目標：サービススタンダードの達成状況 100%（平成 29 年度見込み 100%）</p> <p>② 医療機関の窓口へ限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 ※平成 30 年度目標：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 85.0%（平成 29 年度見込み 83%）</p> <p>③ 高齢者医療費にかかる拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を迅速に実施する。 ※平成 30 年度目標：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 87.0%（平成 29 年度 84.9%）</p> <p>④ 加入者・事業主の利便性の向上のため、申請手続き方法等の周知を図り、現金給付等に係る郵送化を促進する。 ※平成 30 年度目標：現金給付等の申請に係る郵送化率 92.0%（平成 29 年度見込み 90.1%）</p> <p>(2) 窓口及び電話対応体制の適正化</p> <p>① 支部窓口及び年金事務所に開設しているサテライト窓口の体制を見直し、支部電話対応体制の拡充を図る。</p> <p>② 顧客対応スキルの向上を図るための研修や勉強会等を定期的実施する。</p> <p>(3) 適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化）</p> <p>① 高額標準報酬月額（83 万円以上）及び長期支給案件などで不正の疑いのある申請については、事業主への照会や立入検査を実施する等の重点的な審査を行う。</p> <p>② 傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。</p> <p>③ 療養費に関する審査・照会業務等を強化し不正申請の抑制を図る。 ※平成 30 年度目標：柔道施術療養費の申請に占める施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請割合対前年度以下（平成 29 年度見込み 1.6%）</p> <p>(4) 債権発生防止と管理・回収の強化</p> <p>① 債権発生防止に向け、保険証の早期回収を図る。 ※平成 30 年度目標：資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 94.0%（平成 29 年度見込み 93.8%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後 2 週間で加入者への文書催告を実施する。 ・保険証未回収の多い事業所に対しては、文書、訪問等により改善を要請する。 <p>② 発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な催告を実施する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期催告（調定後 1.5・3・4・10 カ月）、弁護士による催告を実施する。 ・ 資格喪失後受診による返納金催告時に保険者間調整の案内を全件同封し送付する。 ・ 事業所を通じて債務者への文書、電話等による催告を実施する。 ・ 債務者との連絡を取りやすい休日・夜間の電話による催告を実施する。 <p>※平成 30 年度目標：資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率 対前年度以上</p> <p>※平成 30 年度目標：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に係る返納金の割合 対前年度以下</p> <p>③ 支払督促等法的手続きを積極的に推進し、業務アドバイザーと共に現況確認を行い、強制執行による回収に繋げる。</p> <p>(5) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>① 資格点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。 ・ 医療機関において患者の資格の有無を確認できる「オンライン資格確認システム」の利用率の向上を図る。 <p>※平成 30 年度目標：USB を配布した医療機関における利用率 50.0%（平成 29 年度見込み 46.2%）</p> <p>② 外傷点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。 ・ 求償・返納金事案の分析、点検方法の再検証を行い、効果額向上に向けた施策を検討、実施する。 <p>③ 内容点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検効果向上計画を引き続き策定し、実施する。 ・ 自動点検からの再審査請求件数増加に向け、他支部との連携によるマスタメンテナンス方法の強化を図る。 ・ 再審査結果の分析を強化し、勉強会で再審査結果の情報共有を徹底し、点検員のスキルアップを図るとともに効果的な再審査請求を行う。 <p>※平成 30 年度目標：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 対前年度以上</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>(1) 地域とのさらなる連携強化</p> <p>① 加入者が良質な医療を享受できるよう、県の政策関係部局をはじめ、県及び市町村が開催する各種協議会等に参加するなど、県や市町村の保健医療計画等の立案に積極的に参加し、協会けんぽの情報を発信していく。</p> <p>※平成 30 年度目標：地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率 80.0%以上（平成 29 年度見込み 50.0%）</p> <p>② 県、市町村と協会けんぽの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。</p>

③ 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携の強化を図る。

④ 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を行う。

(2) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、ホームページ、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等により加入者へ適切な広報を実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。

② ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用したお知らせを作成し、薬剤師会等へ働きかけを行う。

③ ジェネリック医薬品に関して GIS 等を活用した分析に取り組み、地域ごとの特性等を可視化したうえで、ジェネリック医薬品使用促進に繋げる。

④ 県や関係団体と連携してセミナーを開催し、県民、協会けんぽ加入者や医療関係者等へジェネリック医薬品使用促進に向けた啓蒙活動を推進する。

※平成 30 年度目標：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）75.6%（平成 29 年 8 月現在 70.8%）

(3) 調査分析能力の向上

① 県や市町村の保健医療計画等の立案において、意見発信をしていくため、調査・統計分析研修の実施や県・市町村等と連携した課題への取り組みなど調査分析能力の向上を図る。

② レセプト情報や健診データ等を分析して、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費などの現状を把握し、効果的な外部への意見発信や保健事業を実施する。

※平成 30 年度目標：分析結果を広報誌等で公表する。

(4) 広報の推進

① 加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。

また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。

② 県・市町村・関係団体との連携による広報、新聞・テレビ・ラジオなどのメディア等への発信力を強化し、保健事業や医療費適正化に対する取り組みについて、加入者・事業主・関係機関等へ情報発信を行う。

※平成 30 年度目標：広報活動における平均加入者理解率 対前年度以上

(5) 加入者サービスの充実

- ① 新規加入事業所を対象にした説明会を開催し、健康保険制度等の理解を深めてもらうとともに協会けんぽと事業所との距離を縮めることで事業運営の円滑化を図る。
- ② 健康増進や介護に関するサービスを提供する取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス」の参加企業数を増やし、よりよいサービスを加入者等に提供する。
- ③ アンケート等を実施し、加入者・事業主から直接意見を聞き、創意工夫を凝らした事業を実施する。
- ④ 動画共有サービスを活用し、健康保険給付等の手続き案内サービスを実施する。(平成 30 年度パイロット事業)

(6) 健康保険委員と連携した事業の推進

- ① 健康保険事業等に対する理解をさらに深めるため、研修会を開催する。
- ② 健康保険委員との連携を強化するため、健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に関するパンフレットを作成する。
- ③ 事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勧奨を行うなど、健康保険委員の委嘱者数の拡大及び全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合の拡大に努める。

※平成 30 年度目標：委嘱者数 5,000 名（平成 29 年度見込み 3,700 名）

：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 26.0%
(平成 29 年 12 月現在 17.6%)

- ④ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。

(7) データに基づいた保健事業の推進

- ① 受診履歴や年齢、性別、住所等の情報を分析して、効果的な健診受診勧奨を行う。
- ② 人工透析へ移行する過程の治療環境及び糖尿病の治療中断状況等のデータ分析を行い、効果的な重症化予防策に繋げる。
- ③ データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施をする。

(8) 特定健診の推進及び事業者健診データの取得促進

〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕

- ① 健診実施機関の受診者数の実績管理を行い、目標未達の場合は達成に向けた働きかけを行う。
- ② 訪問および文書による新規生活習慣病予防健診実施機関の拡大を図る。
- ③ 新規加入事業所及び新規任意継続健康保険加入者への生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。
- ④ 健診推進インセンティブを用いて受診を促進する。

〔被保険者（事業者健診）〕

- ① 事業者健診データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。（40歳以上被保険者）
【100人以上】支部職員による電話及び訪問による勧奨を推進する。（健康経営サポートカルテ等の活用）
【30人以上】専門知識を有する外部委託業者を活用した、文書・電話・訪問等による勧奨を推進する。
【5人以上】文書による勧奨を実施する。
- ② 事業者健診結果データの提供を積極的に取り組む健診機関等と連携し、健診推進インセンティブを活用した受診促進、事業者健診結果データ提供の早期提出促進を図る。
- ③ データ提供契約が未締結の健診機関に対する契約勧奨を実施する。
- ④ 同意書提出済み事業所に対するフォローを実施し、確実なデータ取得を行う。
- ⑤ 経済団体等と連携した、健診結果データ提供に関する同意書の取得を促進する。

〔被扶養者（特定健診）〕

- ① 協会主導により、協会加入者の特定健診と自治体でのがん検診との同時受診が可能な集団健診の実施を推進する。
- ② 協会けんぽ主催の集団健診の埼玉県全域での実施を継続する。（平成29年度から全域にて実施）
- ③ 健診結果から「健康年齢」を算出し、未受診者へ受診の啓発を図るとともに継続的な受診につなげる。（平成30年度埼玉支部継続パイロット事業）
- ④ 新規加入被扶養者への特定健診受診勧奨を実施する。

（9）特定保健指導の推進

〔被保険者〕

- ① 支部内研修会や外部の研修会を活用し、保健指導者のスキル向上を図る。
- ② 支部内保健師、管理栄養士の充足を図り、保健指導体制の確立を図る
- ③ 第3期特定健康診査・特定保健指導制度運用の見直しを踏まえた医療機関への委託勧奨を図り、委託数を増やす。

〔被扶養者〕

- ① 集団健診と同日に初回面談を実施し、特定保健指導につなげる。
- ② 市町村や健康づくり推進の協定を締結している関係団体等と連携した特定保健指導を実施する。
- ③ 支部窓口での来所による特定保健指導を定期的実施する。
- ④ 付加価値を付けた特定保健指導を実施し、実施率向上を図る。

(10) 健康経営の推進（コラボヘルス）（データヘルス計画）

① 県・市町村・関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。

・事業所の健康経営を推進するため、訪問や文書送付による健康宣言参加事業所の拡大を図るとともに、参加事業所への継続的なフォローアップ及び優良な取り組み事例の共有を図る。

※平成30年度目処：健康宣言事業所数200社（平成29年12月現在65社）

・埼玉県信用保証協会との連携事業や「健康経営サポートカルテ」を活用しながら経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図る。

・社会保険労務士、中小企業診断士等と連携した経営者の社員への健康づくり事業を推進する。

・経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図るため、県・市町村・関係団体等と連携して、健康経営や糖尿病等をテーマとしたセミナーを開催する。

(11) 糖尿病等の重症化予防（データヘルス計画（2028年の加入者に占める人工透析患者比率0.1%以下を目指す））

① 未治療者及び治療中断者へ文書や電話等による効果的な治療勧奨を実施する。（2次勧奨実施予定者数379人）

※平成30年度目標：治療勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.0%

② 糖尿病重症化予防プログラムを活用し、かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進するとともに、プログラム修了者への継続的なフォローアップを行う。

※平成30年度目標：プログラム利用者70人（平成29年12月現在48名）

③ 医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等との連携により、効果的な糖尿病等の重症化予防事業を推進する。

(12) その他の保健事業

① 地方自治体や関係団体等と連携して健康相談や健康教育を実施するほか、「がん検診」や「歯科検診」等の各種検診を実施し、健康づくりに関する保健事業を推進する。

・保健所等と連携した研修会等を通じ、事業所での健康づくり事業を働きかけを実施する

・市町村における「がん検診」との合同健診を推進する。

・埼玉県や医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等と連携したイベントを実施し、健康相談を通じて特定健診の受診促進を図る。

・メディアを活用した保健事業の推進に向けた広報を実施する。

	<p>(13) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>①特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>◆被保険者（40歳以上）（受診対象者数：493,379人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 44.6%（実施見込者数：220,000人）（平成29年度見込み：203,394人） ・事業者健診データ 取得率 12.2%（取得見込者数：60,000人）（平成29年度見込み：50,000人） <p>◆被扶養者（受診対象者数：143,955人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 22.9%（実施見込者数：33,000人）（平成29年度見込み：30,857人） <p>②特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応</p> <p>※平成30年度目標：実施率 14.5%</p> <p>◆被保険者（対象者数：56,000人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 15.0%（実施見込者数：8,376人）（平成29年度見込み：3,001人） （内訳）協会保健師実施分 10.0%（実施見込者数：5,584人）（平成29年度見込み：2,511人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：2,792人）（平成29年度見込み：490人） <p>◆被扶養者（受診対象者数：2,805人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 5.4%（実施見込者数：151人）（平成29年度見込み：100人）
<p>3. 組織体制関係</p>	<p>(1) 組織運営の強化</p> <p>① 本部と支部、支部内のグループ間の連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>(2) リスク管理の徹底</p> <p>① 支部の事業運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。</p> <p>(3) 適正な業務体制の確立</p> <p>① 業務の標準化・効率化・簡素化を推進し、生産性の向上を図る。</p> <p>② 業務改善検討委員会を開催（年6回）し、職員からの改善提案を検討・実施し、業務改革・改善の推進を図る（職員1人1案以上提案）。</p> <p>(4) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進</p> <p>① 新人事評価制度を適切に運用するとともに、評価者の育成に努める。</p> <p>② OJTを中心としつつ、支部研修計画に基づいた外部講師による研修を実施するとともに、本部研修参加者</p>

による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。

- ③ 職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。

(5) コンプライアンスの遵守

- ① コンプライアンス委員会及び個人情報保護委員会を開催（年 4 回）するとともに、コンプライアンスの遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、自主点検（年 2 回）を行い、各種規程の遵守を徹底する。

(6) 支部における健康づくりの推進

- ① 職員の健康づくりに係るスモールチェンジ活動の実施やスポーツイベントへの参加等、支部としての健康経営を実践する。
- ② 衛生委員会、定期健診及びストレスチェック等を確実に実施する。

(7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ① 調達における競争性を高めるため、公告案件の周知方法を工夫する等、一者応札案件の減少に努める。
- ② 電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費を節減する。
- ③ 消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。